

いつもありがとうございます。その昔日本橋高島屋の屋上遊園地にはゾウの「高子」がいました。渋谷の東横百貨店の屋上と隣のビルの屋上は空中ケーブルカーで結ばれていて渋谷の空を遊覧飛行できました。浅草松屋の屋上には地上35mで展望する空中ゴンドラがありました。百貨店の屋上が「時代を象徴する最先端の場所」だった頃のお話です。

痛快! えだまめ君

画:ほりひろみ



知っどこ! 「税務のママ知識」

【新たに購入した設備の固定資産税は半額】

「中小企業経営強化税制」は、従来の中小企業投資促進税制の上乗せ措置が改められて独立した制度になったものです。サービス産業はわが国GDPの約7割を占めています。その生産性の向上を図るために、今回は対象設備に工具器具備品（ルームエアコン・冷蔵陳列棚など）や建物附属設備（エレベーター・高圧受電設備など）が加わりました。この制度には、青色申告書を提出する中小企業者等が平成29年4月1日から平成31年3月31日に、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を新規取得等して指定事業で利用するなどの条件があります。設備は生産性向上設備（A類型）と収益力強化設備（B類型）の2つがあり、A類型は「生産性が旧モデル比で年平均1%以上向上する設備」とされ機械装置・測定工具および検査工具・器具備品・建物附属設備などが、B類型は「投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備」とされ機械装置・工具・器具備品・建物附属設備などが対象です。法人税、所得税の税制措置としては、即時償却（購入事業年度に取得価額の100%を償却）または取得価額の10%の税額控除（資本金3000万円超1億円以下の法人は7%）があり、いずれかを選択することができます。また新たに購入した設備にかかる固定資産税は3年間、半額になります。



田邊繁雄の～税務コラム～

今回は思いつくままに…

～本当に軽減税率が導入されるのは良いことなの！？～

消費税は平成31年10月には10%への引上げが予定されていますが、これは軽減税率の導入を前提としています。税理士会では主に以下の2つの理由から軽減税率は導入せず単一税率を堅持すべきと提言しています。

- ① 軽減税率の適用範囲を合理的に設定することが困難（スーパー、飲食店、コンビニは大変!!）
- ② 軽減税率は、高額所得者もその恩恵を受けるため、低所得者対策にならない。

そして、軽減税率ではなく、給付や税金の還付などでも対応すべきではと考えています。

安く飲食料品を購入できることは、消費者としては嬉しいことですが、消費税の引上げ目的が「財政の健全化と社会保障費の安定財源の確保」であることを忘れずに、次の世代の社会環境を考えておくことも大切ですよね。





経営セミナー開催!!

皆様のご来所
お待ちしております!

平成 29 年 10 月 19 日(木) 15 時~

竹長会計 3F セミナールーム

けいえいざっかん

“経営について考える【**経営雑感**】”と題し、

弊所所長：竹長徹を講師に新事務所開所記念初セミナーを予定しております!

- **今なぜ**竹長会計事務所を新築したのか?
- **お金**についての考え方
- **利益**とは
- 社長業と役職との**関係**
- 経営**計画**書について
- これからの**経営**について

実は!いくつかの
失敗談も...!

毎月第2日曜日無料相談会開催中!!

ご好評につき毎月無料相談会を開催します!
どこへ相談すればいいのか...。お悩みにスタッフが応え致します!

セミナー 申込書

(税) 竹長会計行き
FAX : 0770-23-5104

無料相談会 申込書

申込日 年 月 日

申込日 年 月 日

氏名(法人名): _____

ご連絡先(TEL): _____

開催日時: 平成 29 年 10 月 19 日 15 時~

参加者①ご氏名 : _____

参加者②ご氏名 : _____

参加者③ご氏名 : _____

参加者④ご氏名 : _____

氏名(法人名): _____

ご連絡先(TEL): _____

参加日時: 10月8日(日)・11月12日(日)

AM・PM (○でお囲み下さい)

ご相談内容: _____

※ 相談の時間はおおむね 30 分程度になります。

※ 申告書の検算及び申告書の作成は別途手数料を
頂いております。